

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市
条例第161号）（建設局水と緑環境部緑政課）

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるため、
規定を整備することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大 作

京都市条例第161号

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「500円」を「510円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)